

の諸願を紹介いたしました私の責任から、この点を強く説明の中に加えて、この諸願の趣旨が十分達成し得られますように、委員各位の御協力を願う次第であります。

○長野委員長 政府の意見を伺います。

○熊本府委員 御諸願の趣旨にありますが、小学校の課程におきまして、家庭科が非常に重要な意義を持つておるといふことは、私もまったく御同感であります。文部省では小学校、中学校等の教育課程につきましては、審議会を設けておられますが、審議会にしておるわけでありまして、審議会に關しまする、たゞいま申されました文部省の態度がきわめて非民主的なところがあったという点につきましては、不幸にして私まだ詳しく存じませんが、しかし文部省としましては、その審議会の当然の線に沿うと同時に、国会におきましての趣旨といたしまして、ことにつきましては、十分考慮いたして決定すべきだと考へるのであります。その点は一事務官等の関係でございまして、文部省全体といたしましては、できるだけそういう趣旨に沿つて参りますようにいたしたいと考へております。

○若林委員 ちよつとこの点だけはつきりいたしておきたいと思ひます。から、時間を拝借したいと思ひます。あります。稲田局長が見えておられますので、はなはだ残念でございますが、政務次官も見えましたからお伺いいたします。前回におけるこれに關する質疑を行いましたときには、私たち国会においても、それに関連を持つ人たちの参考意見を徴するというので、

公聴会を開かれ、われ／＼こういう陳情を受けておられますものとして、そういう意見をひとつ聞いていただく機会を得るならば、われ／＼もその審議会に臨んで参考意見を述べさせていただきますとまで言うておいたわけなんです。幸いにして審議会は存置に決定されたわけでありまして、これを今までの行き方からいって、どうに決定が出ておるはずであるのに、何とかして白紙に持つて行きたいという行き方で進んでおつたことだけは、いかに弁明せられましても、はつきりいたしておられます。これはあくまでも民主的にやつていただくのであります。この間事務官に、もしもそういうことがあれば国会と審議会とが正面衝突するようになおそれがあるというところで言うておいたのであります。この件に關してひとつお願いしておきたいのは、この審議会の経過の速記録があると思つておいていただきたいと思います。そうしてそれから非民主的だと思はれるようなきめ方をしておいて、文部省が持つておる考えと違つた意見を持つておる人たちの会から脱落させて、閑くところによると座長になつた人、も非民主的な賛成意見——存置論を押えつけようとするような座長ぶりを発揮したというふうなこともわれ／＼の耳に入つております。これがほんとうであるかどうか知りませんが、とにかく存置に一生懸命になられる方たちの見る見方であるから、あるいは誤つた見方をしておるのかも知れませんが、われわれの耳に入つておるのはそういう状態なんでありまして、審議会の意見を尊重するならば、ありのままの状態に

おいて慎重審議されることがよろしいけれども、すでにその方向に持つて行くという向け方の審議の仕方というものは、私は避けていただかなければならぬと考へるのであります。それから圓谷委員の言明に対して、早急にこれはきめないうちにしろというたいというように言明せられたのに対して、慎重にやると答へられて、その数日の後の會議において一係官が白紙の方向に向つてこの會議をきよにもきめてもらいたいと言つておるのです。私にはつきり廊下で言われたのでありますから、そういうふうに一局内においても局長の意思と事務官の意思が相反しておる。局長としては、ここで言明しておる以上は絶対に早くきめるべきでないという慎重な態度をおとりになつておるのであります。その下におられる事務官がそういう行き方で進んでおるといふようなことは、まことに残念なことだと私も考へますので、一つこの点は慎重にやつていただきたいと思います。この点政務次官もよく御承知のことだと思つておられますが、政務次官としての考へを承つておきたいと思ひます。

○平島政府委員 ごもつともな御意見でありまして、この前の委員会にも、圓谷委員なり、若林委員から御意見が出ましたのであります。その御意見に沿つて稲田局長から慎重審議いたしますという約束いたしました。うなわけでありまして、事務の者がどうういふに言うておるか知りませんが、局長の答弁いたしました趣旨の通りにわれ／＼も現にやつておるのであります。日本の生れかわらんとする陣痛の悩みの過程においては、いろいろな

派生的なものが出て来るのであります。が、そういうことはよくわれ／＼は慎重に考へて、真に日本の国情に沿つべきものにしなければならぬと私も痛切に考へておりますので、国会における意見はどきども尊重いたしまして、その線に沿つてわれ／＼は善処いたしたいと考へております。

○長野委員長 日程第二、第三、第十五及び第十六は、いずれも教職員員の給与改正に關する諸願でありますので一括議題といたします。

本諸願は前回すでに審査した諸願と同じ趣旨でありますので、紹介、説明及び政府の意見聴取を省略いたします。

○長野委員長 日程第四、大学院学生の研究並びに生活條件改善に關する諸願を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○若林委員 若林、圓谷両委員の紹介になつておる關係上、私から御説明をさせていただきます。

この諸願は東京大学の農学部大学院の学生御園喜博外五十九名からの諸願でございます。大学院に籍を置きます者の全部の希望を、これに盛つておる諸願であると思つております。

その要旨は経済生活の窮迫に際して、大学院学生の生活状態はきわめて苦しく、大半はアルバイトをしなればならぬ、また現在在していません。アルバイトを希望する者が多いのであります。将来研究者としてわが国學術の振興に寄與し、日本再建の礎となるべき大学院生が、このような劣悪なる條件にさいなまれつつ、その使命

とする研究が圧迫されているというところは、国家のためにも憂慮すべき問題であります。ついでに、大学院生に対する育英資金を増額し、採用人員を増加し、授業料を免除されたい。また大学院生及び特研究生に対して、学生定期券、學費の適用を中止しようとするがごとき動きがあると聞くのであります。上記にかんがみ、同定期券及び學費の適用を確保されたいというのであります。本委員会におきましても特定な大学院の学生というばかりではなしに、全般学生のこれに關する論議が各委員から懇切に述べられ、また文部當局もきわめてこれに協力的な推進をせられておるのであります。敬意を表しておる次第であります。たゞいまこの諸願に對しまするものをもととして、文部當局の参考資料になるものを提出していただき、委員各位の御協賛を御推進を得まして、この諸願の趣旨に沿うべく盡したいとお願ひをする次第でございます。

○長野委員長 政府の意見を聴取します。

○熊本府委員 たゞいま御諸願にございましたのは、本大学院特別研究生の給與改善に關する事項だと思ひます。大学院特別研究生は、これを設置いたしましたのは、日本の科學の水準を維持いたしますために、大学院におきまして、何ら生活上の憂ひなくして専心學問研究に従事するといふために、特に優秀な者を選んで大学院特別研究生という制度を置いたのでござい

ます。当初におきましては、その趣旨によりまして実施いたして参つたのでございまして、終戦後経済情勢の激変とともに、大学院特別研究生に對しま

ば遅れがちになつて参つたのであります。もちろん設置当初におきましては、一般の給與よりもむしろ上まわつた学資を出す趣旨におきまして出しておつたのでございますが、それが一般の給與よりも下になつたということが、特別研究生の非常に困つて参りました大きな原因でございます。文部省といたしましては、これらの障害を除去するために、給與が改訂されると同時に、できるだけの学資を確保するように努めて現在に至つておりますが、なお現在でも不十分であることはやむを得ないのであります。これに對し

規の募集につきましては、全部育英会の会費に切りかえられたのでありますが、ただ今後の問題といたしまして、

そうして特別研究生については学問研究に専心させるという制度を存続する必要があるのではないかというような問題につきまして、十分今後研究に

ういうことのないように努力して参りたいと考えます。

○長野要員長 日野第五 東京着立園
芸高等学校八丈分校敷地決定に関する
請願を議題といたします。紹介議員の
説明を求めます。

本請願の要旨は、東京都立園芸高等学校八丈分校の敷地決定のため、かねて同島内の、大賀郷村と三根村の両村間で紛争していたが、東京都教育委員会では、実地を調査して、声明書を発表し、同分校は、従来通り大賀郷村有の公会堂を継続使用することを宣言した。しかるに、本年一月二十六日、突如として、声明書を全く無視して、一方的に大賀郷村無線局跡を敷地に採用した。これは、同島民大多數の意思を蹂躪したものであるから、同島民の投票により、融和的に、敷地決定を變更されたいというのであります。

○**稲田政務委員** 本件は東京都教育委員会会の所管に属することであり、一応事情を照会いたしました結果を申し上げたいと存じます。

の公会堂を使つておつたのであります。そこで村におきましては、各部落で金を持ち寄つて一つの校舎を建てようという話がありました。が、位置につ

ではそれ／＼建築にとりかかっています。つたのであります。東京都では後にその事情を知りましたので、急いで両方の工事中止を命じまして都庁から学校

委員が行きまして、双方の校舎その他を調査いたしましたのであります。その結果三根村の方は土地が火山灰地であり、農業実習ができないのみならず、

りますが、その後において三根村において非常に反対の意向を表明いたしましたので、今日に至つてゐるわけでありますが、東京都教育委員会としても、さらに二月九日再確認いたしましたので、大賀郷村の校舎を依然として存続せしめるといふ決定をいたしましたような次第でございます。

て、多分小学校においては講堂を間仕切りをして教室に使わなければならないというような状態であります。両村ともおおむね三百五十万円の経費を使つてゐるといふので、

○長野委員長 日程第六、小学校及び中学校における家庭科存置に関する請願を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

と、ほとんど同一趣旨のものでありますが、ただ小学校ばかりでなしに、中学校にも家庭科を存置しようというのであります。すでに若林委員から詳細

な御説明がございましたから、ごく簡単に要旨を御説明申し上げますと、戦後の新しい教育は、家庭の民主化を目ざして、家庭科を単独教科として取上

統合いたしまして、職業家庭科となし、小学校ではこれを社会科の中に統合しようとしている。重大な使命を持つ家庭科をこのように統合することは、両科ともその目的とする意義を失ひ、徹底しないことになりますから、現在通り、小学校にも、中学校にも、家庭科を単独科として存続せしめられたいというのであります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○長野委員長　政府の意見を聴取します。

○稲田政府委員　この件につきまして

の教育におきまして、家庭生活に必要な知識、経験、技能、生活習慣というものを含みますことは、もとより非常に重要な問題でござい、ます。小学教

小学校の各教科の学習がすべて家庭生活に関係を持つて参るのであります。従いまして、教科を立てます場合に、重複なく、また脱落なく、専門的、教

か、あるいは他の教科の中に包含せしめたらよいかといふことは、まつたく専門技術的な問題であると考えられるのでございます。そういうような次第

で、文部省にも教育課程審議会があり、各種の学習指導要領の委員会もございまして、それらの専門家、実務家たちの意見を聞きまして、今後とも

ただ中学校におきましては、六三三の新制度出発以来、家庭科という独立した教科はないのでありまして、職業科という教科の中に、職業に関する学習と、家庭に関する学習をあわせて行うことになっておるのであります。ただその後におきまして、いろいろ学習の方法を改善して参つては来ております。以上お答えいたします。

○善林委員　ちよつとそれに関連して、ちようど局長がお見えになりましたからお聞きしたいと思ひます。先ほどからお聞きませんが、この審議会にかけたて慎重に審議をし、それによつて

つお聞かせ願いたいと思います。

○**糸田政府委員** 二十一日に審議会の小学校の分科委員会がありまして、小学校の教科について審議をしておつた

たしませんし、また同小委員会も結論に到達しておりませんので、小委員長からの御報告に接するに至っていないのでございます。ただ昨年の十一月以

罪して来られておることは承知いたしております。單に家庭科ばかりではなくて、いろいろな教科につきまして、従来の重複を避けたり、あるいはまた

もとに、審議会で継続して熱心に御審議願つておるといふ実情は私承知いたしておるのでございます。

○若林委員 私どもの聞きましただけで、あの日は家庭科を存置することに決定したということであつたのであります。これほど重要な案件として、前の委員会において、圓谷君から私からも質問並びにお願いをいたしておいた事柄であります。それが二十一日であり、今日はすでに二十四日であり、文部省の事務がいかに紆余曲折をうけて、局長にまで行くのに日にちがかかるかという事に驚くのであります。こういうことに關して、私は、今日存置にきまりましたからということの報告を、それに列席しておつた人から聞いておるのでございます。なお局長にお願いいたしておきたいことは、たとえそれがきまつても、また文部省で、この前も申しましたような行き方で、かわつた決議をさすというふうなことのないうちに明朗にやつていただきたいと思ひます。先ほど政務次官に御質問をしたときにもお願いをしていただいたのですが、この審議会の決議の模様が、初めからどういふ推移をして来たかということをお聞きしました。これは君谷という事務官に、これだけは議会で要求をするから、ひとつ記録を發表してもらいたいと言つておいたのですが、だれが賛成で、だれが反対でということとはどちらでもよい、議長が審議がどういふようになつたものであつたかということを知りたいと思ひますから、その点局長にもお願いしておきたいと思ひます。

○稲田政府委員 文部省のほかの諮問委員会も、多分同じような行き方をしておると思ひますけれども、私どももいたしましては、審議会で御相談いたしまして、御答申を得ますれば、文部省といつたしましてのまた見解もございませうけれども、一応御相談いたしまして以上は、でき得る限り審議会独自の御見解、御態度をもつて審議を終了していただき、その終了を待つてその結果を承ります。われ／＼といつたしまして、われ／＼事務官がいろいろ審議会の審議に必要な事務をいたすことはありますけれども、審議会の決定の御意見は、まづたつて審議会におまかせするといふような態度をとつておるようなわけでございます。先ほど申し上げましたように、この問題も審議会の小委員の審議会の総会に報告せられて、總會において何回となく會議を開かれて御決定になり、それから文部省がそれを重なる参考資料といたしまして、關係方面と折衝をする、こういう段階になつておりますので、小委員会における個々の段階の討議等につきましては、あまり私も関與することは避けておるような次第でございます。

なかつた、こうした専門技術的な審議会でありますし、十分御討議等をお願いするといふ意味からいたしまして、審議会の経過における委員の御意見等は、從來は外に公開しない慣例になつておりますが、国会からの御要求がありますれば、それはまた別でございますけれども、そうした意味において自由に發言させるというような次第でございます。こういう速記等もつておりませんで個々の場合の個々の委員の御発言につきましては、記録はないのでございます。

○若林委員 この点はきわめて重大でありますから、もう一度發言を許していただきたいと思います。まことにそれだけ承るといふのであります。二十一日における私と事務官との話合ひでは、今日廃止の決定に向うようないふ行き方であつておるやうなことを、はつきり言明しておつたのであります。前回にも私は好意をもつて、速記があるから言えなければ速記をやめて、いろいろ向うとの交渉もあるでしようから、そういうふうに進められてはいかかですかとまで申し上げたのであります。文部省の事務官がそういう意圖で會議を進めようといふことは、局長がここで言明せられますことは、局長がことだと思ひます。これはさつそく局長におかれて究明をせられまして、國會で言明せられるのと反しないやうに、もしそれが反するやうなことがあれば、局長自身國會を無視せられることになると思ひます。それから、重ねて念を押してお願ひをいたしておきたいと思ひます。

○稲田政府委員 事務官が御目にかかりましたその事實は、私今伺つたのであります。お答え申し上げたと申しますのは、委員会と文部省の性質が、先ほど申し上げたやうな性質でありますから、おそれくは委員会の審議の動向として、結論に到達するであろうといふ観測を申し上げたのであらうと考へております。結論に到達しなかつたことは事實でありまして、私といつたしましては、結論に到達したといふ小委員長からの御連絡も、委員長からの御連絡もまだ伺つてないのであります。

○松本(七)委員 先ほどの稲田局長の御説、御意見によりまして、小学校の方につきましては、審議会の意見を聞いて今度きめて行きたい。しかし中学校の方は六・三制の充足以来職業科に統合してあつて、それは変更する意思のないやうに伺つてゐるのですが、その点いかがでしようか。

○稲田政府委員 中学校におきましては、職業家庭科の学習指導要領委員会が一つの改善案を昨年決定せられまして、その改善案をさらに職業教育委員会にかけられまして、委員会として可決いたしました。それをただいま若林委員からお話のありました職業課程審議会にかけ、職業課程審議会の答申があつたわけでありまして、それらの答申を重要な参考といたしまして、昨年十一月以来今日いたしておりますやうな職業家庭科の教育方針を実施してゐる次第であります。

○長野委員 日程第七、青山小学校増築国庫補助の請願を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○水谷(昇)委員 本請願は、請願者が盛岡市青山町青山小学校増築促進委員会新田秀一郎君であります。紹介議員は鈴木善幸君であります。本日出席がありませんから、私かわつて説明いたします。

本請願の要旨は、盛岡市にある青山小学校は、昭和二十三年四月開設されましたが、児童数の激増がはなはだしく、開校当初より二部授業を施し、厨川中学校の一部校舎、市所有建物等を仮教室として使用するなど、三箇所に分散して、ようやく授業をして来たのであります。この対策として、昭和二十四年度において八教室の増築を決定され、目下工事中であるが、これが完成しても、とうてい全児童を收容することができず、教育上大い支障を來しております。ついで昭和二十五年年度において六教室及び雨天体操場を増築するために、国庫補助をせられたいといふのであります。よろしく御審議を願ひます。

○長野委員 政府の意見を求めます。

○鈴木政府委員 御請願ございました盛岡市青山町の青山小学校は、樺太引揚げ無縁故者の收容学校でございまして、最近設置されたものでございまして、これに対しては昭和二十四年度におきまして二百九坪分以上を補助いたしましたのであります。二十五年度におきましても、なお不足教室につきまして、できるだけ国庫補助をいたしますように、目下考慮中でございます。できるだけ実現いたしますように努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○長野委員 日程第一、宮城県第三女子高等学校を東北大学教育学部附属高等学校に移管の請願を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○若林委員 紹介議員にかわつて御説明をいたしたいと思ひます。

本請願は、仙台市中島町宮城県第三女子高等学校内の東北大学教育学部附属高等学校転換期成会の七十二名の連署による請願であります。その要旨は、宮城県第三女子高等学校は、創立当初より宮城県女子師範学校と、校地・校舎等、全般にわたりその施設を共用し、教員も兼任する等、密接不離の關係にあつたのであります。しかるに昭和二十四年、同師範学校が新制東北大学の教育学部に包括せられ、その附属諸学校も官立に転換されたのに、同第三女子高等学校は元のまま県立と

して残されたため、学校運営上多大の支障を来しておるのであります。ついでには同第三女子高等学校を、東北大学教育学部附属高等学校に移管せられたというのであります。

○長野委員 政府の所見を求めます。

○熊本政府委員 宮城県の県立第三女子高等学校は、旧宮城県女子師範学校の中にあったのであります。同様な状態にある、いわゆる高等女学校で師範学校の女子部にありますのは、まだ全国に相当数あるのであります。そこで新制大学の教育学部におきまして、高等女学校教員を養成する実習学校として、附属なり、もしくは実習のための高等女学校を必要とするのは、実際上は必要でございすけれども、ただいまのところにおきましては、まず義務教育の対象であります小学校及び中学校の附属学校の整備をいたしますことが、非常に緊急な問題でございまして、これをまずいたしました上で、将来教育学部に附属の高等女学校を設置するやいなやというのを決定いたしましたと考えております。ただ一つのものだけにしまして、この際考慮いたすということは非常に困難でございまして、全般の問題として考慮したいと思つてゐる次第であります。

○長野委員 日程第二、山形県下教員の定員増加に関する問題を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○水谷(昇)委員 本請願の請願者は山形市立第三小学校内、山形県PTA連合会長松澤太治郎君であります。紹介議員は志田義信君であります。御出

席ありませんから、私がかわつて御説明申し上げます。

本請願の要旨は、教員定員定額制によれば、児童数五十名をもつて一学級としているが、山間僻地の多い山形県の場合は、一学級平均二十八名という少数に教員一名を配当せねばならないから、教員の不足に悩んでいるのであります。ついでには、同県の特種事情を考慮して、県下教員の定員を増加されたいというのであります。よろしく御審議を願います。

○長野委員 政府の意見を求めます。

○福田政府委員 昨年度の定員定額制による義務教育費国庫補助金が、国家予算削減のために、地方に対して非常にきつておりましたことは、まことに遺憾に考えた次第でございす。この請願にありますが、予算の許す範囲内において交付いたしました。ことに補正予算を中心といたしまして、そうした特殊の地域に対しましては、極力補整いたした次第でございす。さような状況でありますので、山形県のご請願に對しましては、決して十分と申す程度には参りなかつたかもしれせんけれども、私どもといたしましては、極力こうした特殊事情は考慮いたしたつもりでございす。

○長野委員 日程第三、新日本精神教育実施促進に関する問題を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○佐藤(重)委員 本請願の請願者は、宮城県登米郡石森町長片倉正顯という人です。紹介議員は内海安吉君、瀬戸山三男君、宮原幸三郎君、笹森順造君、田中角榮君であります。紹介議員が御出席になりませんが、便宜本員がかわつて紹介いたします。

本請願の要旨は、わが国が平和民主国家として立つためには、国民の精神的教養の充実が必要であるが、現在精神教育が軽視されている結果、国民の道義心は低下し、思想は混乱して、憂慮すべき事態にある。ついでには、新日本精神を確立して全国に普及し、各地に国民精神教育機関を設け、その委員には宗教的信念の強い人格者を選任する等の方法を講じて、新日本精神教育を実施されたい、こういうのであります。

そこで、はなはだ恐れ入りますが、ついでに本員の意見をつけ加えることをお許し願いたい。戦争後現在までの国内の事情は、皆さん御承知の通りまことに憂うべき現象の連続でありまして、このため新聞記事等に現れます社会現象を見ましても、国内でほんとうに日本の将来を憂う者は、これはどうしても何とかせねばならぬと憂慮しておるところであります。こういうような種類の請願は、全国津々浦々から当然起るべきものだ、こう私は考えております。ただたくさん出ておる請願のどれを見ましても、ほとんど物質的な方面にのみ偏しておるのであります。本日本委員会に載っております皆さんの請願も、ほとんど大部分はそういうような物質面のことばかりであります。私はこれははなはだ物足らぬ、何とかしてつと精神的な、根本的な方面に大革新政策を施すのでなければだめだ、こう考えるのであります。

近ごろ民主主義、自由主義という旗じるしのもとに、妙なことになつておりますが、民主主義は、決して秩序を無視したり、手前がつてなことを容認するものではありません。日本の政治は一時間違つた方向に向いましたけれども、本来は民主主義であることは識者の認めるところであります。また日本国民は、いつばな自由主義の国民であるとは認めるものであります。しかるにこの変革期において民主主義、自由主義というものが悪用され、その美名のもとに、まことに無秩序放縱な現在であります。これはだれを責めるとか、だれの責任とかいうことを今言つたところで追いつきませんが、何とかしてこれをひとつたき直してみたい。これはおそろく皆さんも同感だろうと思ひます。この種の請願がたつと人出ることを、本員は考えているのであります。

そこでいふならば、端的にどういう方法がよいだろう、あとは手段方法の問題であります。この請願には、各地に国民精神教育機関を設けて云々とあります。ところがたまたま前の国会で社会教育法が通過して実施されておるのであります。それなしといへども、すでにいろいろな学校組織が完備しておるのでありますから、そういうふうな、すでにできているものを内容的に精神的に十分充実して行けば、相当成績があがると思ひます。この点について、文部当局はどういうような御成案をお持ちになつておるか。幸い政務次官もお見えになつておりますので、よい機会だと思ひます。たとえば明治天皇がお下しになります

た教育勅諭、ああいつたような具体的にはつくりした一つの教育憲章といつたようなものが必要ではなからうか。私は長い間教育事業に関係を持つており、現在も関係しておりますが、どうも教職員初め父兄の方もそうでありすが、よりどころを失つてゐるらしいのであります。仏教にしましても、神道にしましても、キリスト教にしましても、それ／＼りつばな精神があるものであります。それを打つて一丸とした、だれにも共通する教育憲章式なもの、明治天皇の教育勅諭、ああいつたものがけつこうではないか。ただ軍閥官僚が悪用したために、たいへん誤解されておりますけれども、その精神とするところはまことにりつばなものである。縦から見ても横から見ても、これは古今を貫く大文章であり、民主主義、自由主義であつたと思ひます。これは一例であります。そういうつたような――何も急に連合軍におもねたり阿諛迎合するがごとき態度でなしに、せつかく日本に三千年來伝つてゐる精神もあるし、ことに日本民族勃興の明治時代にあひうりつばな大憲章ができてゐるのでありますから、こういう点で、国の文教の根本方針を再建して、これをただちに実施したかどうか、こういうことを考えているのであります。それから前の国会でも社会教育法案のときに述べたのであります。最近青少年たちがだらしないやつてゐる。ひとり青少年のみならず、私どももやむを得ず軟化するおそれがあるのではありません。非常に弱くなつてしまふ。あまりに人を頼るやうな依頼心が強い。政府を頼り、父兄を頼り、友人を頼り、すべて依頼心が強く

なっております。こういうのが最近の日本人の大部分である。これを外に求めず、内に求める、物に求めず、精神に求める、こういうた行き方が必要ではないか。ことに貧乏しておる現在においては、禁欲方面の指導教育が最も大切ではないかと考えます。たとえば前回は三三対策ということについて質問したのでありますが、最近はその精神が非常に盛んであります。しかし私が見るところによると、少し行き過ぎたところもあるようであります。日本古来のスポーツである武道の方は、近ごろはみな禁止されて、学校などでは剣道など許されておりましたが、ああいうことは盛んにやつたらどうか日本人の武道的鍛錬はいいのじやないかというのを要望したのでありますが、その後どうなっておりますか、この機会に御説明願いたいと思います。それからスクリーンあるいはステージ、これも非常に盛んであります。けつこうなことも少し見せられけれども、見方によつてはやはり人間が墮落いたしました。ろくな映画、ろくな芝居しかないようであります。私も非常に好きであります。どうもよくないのが多い。もう一つセックスの面であります。日本においてはいろいろ遊娯法などの悪用があり濫用があり、性道徳はほとんど地を拂うおそれがある。こういうことは指導よろしきを得れば、日本人のよさを発揚して行くのではないかと思ふ。すなわち青年子女の純潔指導、こういうことをうんと力を入れたらどうかというのを考えます。そういう具体的なことを一々述べれば限りがありませんが、要は教育の根本方針

をもつと簡単明瞭に明示する明治の教育勅語式なものをつくつて、機会あるごとにこれを宣伝し、宣揚するということをやつたらどうか。私は単に批評的なことを申すばかりではないに、はなはだ浅学雑才ではありますけれども、具体的に建設的の一つの意見として述べるのでありますが、こういう点についてこの機会にひとつ政府当局の御説明をお願いし、この諸願のごときはすみやかに御採択あらんことをお願いいたします。こういうふうな風潮が全国から起きて諸願の目的を達し、また私も国民としての愛国の至情のモットーといたしたいと思ふ。長々と申し上げましたが、要はこの諸願の御採択をお願いしたいということ、この機会において政府当局の御意見も承りたいと思ふ。

○長野委員長 政府の意見を聴取いたします。

○平島政府委員 現在の日本の道義の類随してありますことは、皆さん御承知の通りであります。これは憂慮にたえないところであります。この道義の類随を建て直しますには、どうしても精神教育によらなければならぬことは当然であると思ふので、御諸願の御趣旨は大いにけっこうであると思ふのであります。しかしながらその諸願の中に書かれておりますような設備をただちにすることとは、まだどうかと考へるものであります。その御趣意に沿ひましてわれわれは大いに努力いたしたいと考えておるのであります。

それから今佐藤委員の御意見といたしまして、教育勅語にかわるような憲章をつくつたらどうかというふうなお話がありました。これはいつでしか、吉田総理もそういうことをおつしやつたように聞いておりますが、はたしてそういうものをつくつても、あの勅語のように、国民が言うだけで筆を服膺するであらうかというふうなことも考へてみたこともあります。そしてそれを吉田内閣でつくつたら、次の内閣がこれをどうするかというふうなことも考へてみますと、どうもほんとうに百年の大計、千年の大計としてそういうものをどうすればいいかというところに突き当つて、実はその解答を得ることができなかったような状態で、そのままになつておるのであります。実際はそういうものができ得ますれば、まことにけっこうかと思ふのであります。あのとときまた吉田勅語でもつくるのかなどといひやされたような状態もあつたのであります。御趣意はけっこうであります。そういうふうにするには、いろいろ事情から、今の現実にはなかなか困難でありまして、どういふふうにするか国民の精神を高揚することができるといふことは、大いに研究いたしたいと考えております。

それは今この禁止されておりますので、どうするといふことの答弁はいたしかねます。

○佐藤(重)委員 前半の御説明よくわかりました。最後の武道の点であります。が、外來のいろいろな武技でも、現に御承知の通りフェンシングとかレスリング、あるいはボクシングというふうな、かなり残酷な、むしろ私もかから見ると、はなはだ感心しないが、非常に盛んです。ところが日本の剣道の

ときは、一面から言うとな非常に進歩した一つの芸術的なスポーツだと思ふのであります。前にも政府委員にそのことをお尋ねしたのであります。が、だん／＼占領軍の方でも日本の武術を了解されて、近ごろはたいへんよくなつて来つた。学校では柔道はすでに許してある、しかし剣道は許してない。どうも私は矛盾があるように考へるのですが、その後文部省では、あるいは政府では、努力をしてその解除を受けるというお話だったが、一体どういふ努力をされたか。ただそのときだけの答弁をしたらつては困る。私も任期が短いのであります。私、その任におる間に言いたいことはうんと言つて、やることはやつてもらわなければ困るのであります。から、ひとつ政府にその経過報告を求めたいと思ふ。

○長野委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○長野委員長 日程第一四、国庫負担による専任社会教育主事設置の諸願を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○松本七七委員 本諸願は、北海道の社会教育大会代表者多田了介君より諸願になつております。紹介議員浦口鉄男君にかつてその要旨を申し上げます。

本諸願の要旨は、社会教育法の施行に伴ひ、市町村はその責任においてこれを行つ義務を課せられたのであるが、現在の貧弱な地方財政では、とうていその負担に耐えられない。ついでに、社会教育の活発な展開のために、学校教育給與についての国庫負担の趣旨に基き、すみやかに国庫負担による専任社会教育主事職員を設置し、諸種の社会教育施設の拡充強化のために、強力な助成の方途を講ぜられたいというのであります。何とぞ御審議の上御採択をお願いいたします。

○長野委員長 政府の意見を聴取いたします。

○鈴木政府委員 社会教育法の公布とともに、なおまた社会教育の振興の上から、専任の社会教育主事を置くことは、きわめて重要な問題でございますが、これを国庫負担をもつて置くということは、現在の国庫の状況では非常に困難な状態でありまして、将来の問題といたしましては平衡交付金を計算いたします場合には、その標準経費の中にこれらの社会教育に要します事業並びに人の経費をいたしまして計算をいたして、それを平衡交付金の中に繰り込んで行くといふことよりほかはないかと思ふ。その面に向つて努力して参りたいと思ふ。

○長野委員長 日程第一七、教育職員免許法及び同施行法の一部改正に関する諸願を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○淺香委員 教育職員免許法並びに同施行法の一部改正に関する諸願、諸願者は山形市香澄町木の実小路山形県教育組合田中新治君。紹介議員は上林興市郎君、岡田安正君、池田正之輔君、志田義信君であります。紹介議員にかつて諸願の要旨を説明いたします。本諸願の要旨は、教育職員免許法及び同施行法中、左記の項目につき一部改正されたものである。A、教育

職員免許法(一)学校種別各級免許状に
わたり、第四表単位数を軽減すること
と、(二)施行法第一條及び第二條で切
りかえた者の本法適用については、勤
務年数を基礎資格獲得の際にさかのぼ
つて、通算し得るようにすること、
(三)第五條中、第一項第四号、第十六
條全文及び第十一條中の一節削除、
(四)第九條中、第三項の臨時免許状の
期限一年間を三年間に改正、B、教育
職員免許法施行法(一)第一條中、国民
学校専科教員免許状を、幼稚園仮免許
状、中学校の二級普通免許状にすること
と、(二)第一條中、国民学校初等科教
員免許状を、幼稚園及び小学校の二級
普通免許状にすること、(三)第二條
中、二箇所修正、(四)第八條中、昭和
二十六年三月三十一日を同三十年三月
三十一日に修正、(五)第七條は、将来
存置すること、以上であります。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

面から申し述べれば、必ずしも条件を
緩和するということだけが正しいので
はないと考えられる面もあります。現
在、いわゆる教育上の必要からと、現
に教育に従事されておられます者の立場
からと両方から考えまして、これを合
理的に解決して参りたいと考えてまし
て、ただいま免許法につきましては当
国会に上程されておりますが、なお將
来におきましては、そういうような観
点からなお十分検討いたしまして、改
正すべき必要がある点につきまして
は、できるだけ改善いたして参ります
ように努めて参りたいと考えてます。

○長野委員長 日程第一八、教育委員
会法の一部改正に関する諸議を議題と
いたします。紹介議員の説明を求めま
す。
○高木(幸)委員 諸議員は山形市香澄
町木の奥小路山形県教育組合田中新治
君、紹介議員は上林與市郎君、岡司安
正君、池田正之輔君、志田義信君であ
りますが、紹介議員がおりません。か
ら、私がかわつて説明申し上げます。
本諸議の要旨は、教育委員会法は、
日本の教育行政機構民主化の第一歩と
して、教育行政の地方分権化並びに一
般行政からの独立という精神によつて
制定されたのであるが、この一箇年の
教育委員会の実績を省るとき、その運
営の中に、地方の実情に即さない、中
央集権的な官僚行政が横行されたこと
は事実である。教育が、不当な支配に
服することなく、本来の目的を達成す
るため、教育委員会設置の範囲は、都
道府県五大都市にとどめ、教育長の権
限を、現行通りとするよう改正された
というのであります。よろしく御審

議をお願いいたします。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。
○長野委員長 政府の意見を求めま
す。

百万四の予算に増額されたいというのであります。何とぞ御審議の上、御採択をお願いしたいと思います。

○長野委員長 政府の意見を求めます。

○熊本府委員 御請願の御趣旨にありまして、教員免許法の制定に伴いまして、教員の上級免許状の切りかえに對します再教育の予算を増額するといふことにつきましては、もつとも御請願であると思ひますが、本年度は不幸にして請願にもありましたように、きわめて少額でございました。なおこの増額につきましては、將來に向つて文部省としても努力して参りたいと存じます。なおこれに加へまして、教員研修の直接の責任は、地方教育委員会にございまして、地方教育委員会におきましては、ただいま相当の金額を各予算で計上してらつておるのであります。なお少額で実施困難と思はれる地方に對しましては、文部省としてできるだけ今後増加して参りますように努力をいたしておるのであります。地方中央を通じても請願の中にありましたような数字には、とうてい及ばないかと思ひますが、今後ではできるだけ努力をいたしまして、国家財政の許す限りに、おきまして増額に努力して参りたいと存じます。

○長野委員長 本日の日程はこの辺で切り上げます。先般来本委員会において予備審議中の教育職員免許法の一部を改正する法律案並びに教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案は、一昨々日二十一日に参議院より本院に送付せられました。ただいまより参議院送付の両案を一括して議題といたします。送付案における政府原案の修正箇所はすでに配付済みであります。

院送付の両案を一括して議題といたします。送付案における政府原案の修正箇所はすでに配付済みであります。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年四月二十一日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎殿
（小字は参議院修正）
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二條第一項の表中

三		七		八	
旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者	
中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状	
旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者	
中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状	
旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者	
中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状	
旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者		旧青年学校教員養成所令(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」という)を卒業した者	
中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状		中等学校の教員及び小学校の教員の仮免許状	

改め、第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二		一八		一八	
旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者	
小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状	
旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者	
小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状	
旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者	
小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状	
旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者		旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年度文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者	
小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状		小学校の教員の仮免許状及び中学校の教員の仮免許状	

同表中

一八 学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭免許状を有するものとなされた者

一八 学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭免許状を有するものとなされた者

改める。
同表第二十四号の下欄中「仮免許状」を「二級普通免許状」に改め、同表中同号の次に次の二号を加える。

二十四の二 第一條第一項の表の第二号、第七号若しくは第八号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又はこの表の第二号から第四号までの五号の上欄に掲げる者で、昭和二十二年四月一日以後に幼稚園の教員の職にあつた者

二十四の三 この表の前号の上欄に掲げる者で、三年以上上幼稚園の教員として良好な成績で勤務した者の所轄庁の証明を有するもの

○長野委員長 これより質疑に入りま

○水谷昇(委員) 文部省告示第七号、大正七年文部省令第三号第二條第二号により左記の者は昭和二十三年十月二十八日付で高等学校高等科卒業生若しくは大学予科修了者と同様以上と指定された。昭和二十四年一月二十一日文部大臣下條康徳(左記)というの

育職員免許法施行法の一部改正法律案では、これに教員の資格を與えよう規定がないのであります。こういうような卒業生に對して、現に教職についてある者に對して、その資格を與へような方途を講じてもらいたいという切実な希望があります。この点に對して當局の御意見を伺ひます。

○熊本府委員 御質問にございまして、実は終戦後学校教育法成立後におきまして、専門学校になりましたという御希望があつたのであります。が、すでに専門学校令が廃止されまして、学校教育法第九十八條によつて、従来の学校のみが残つておつたのでございまして、これを専門学校として

九

ことがいろいろな面で利用されるような形があるのでありますが、この点をその施行にあたっては相当考慮して行かなければならぬということを申し添えたいと思います。

それから、この法が最も悪い影響を與えている点は、教職員のおの／＼が上級の免許状をとうとうというために——これがこの法の内容からして一般教職員に與えている大きな問題であります。そのために、実際の仕事の方はどうしてもいい、勉強して上級免許状をとればいいというような形が往々にしてとられまして、その教育的な能率というものが阻害され、また校長等は学校運営にあたりまして非常に不安を持つてゐるのでありますが、こういう点が十分考慮されなければならぬと思うのであります。そのためにも教員の講習というようなもので、この再教育というようなものに、もつともつと政府としても予算等を計上して、十分便宜をはからなければいけないと思います。

以上の点をつけ加えまして、本案に對しまして賛成の意見を申し述べるものであります。

○長野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより両案を一括して採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長野委員長 起立総員。よつて原案の通り可決せられました。

なお報告書の提出につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長野委員長 それではさよう決定いたしました。

本日はこれにて敢会いたします。
午後三時五十八分散会

〔参照〕

教育職員免許法の一部を改正する法律案内閣提出、に関する報告書
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕